



社会保険労務士事務所

あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0048

東京都千代田区神田司町2丁目4-2 小山ビル5F

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当: 瀬川(えがわ)

夏休み特別企画

いつにも増して暑い夏が到来しました。あおぞら Letter の読者のみなさんはいかがお過ごしでしょうか？ 今回は昨年、好評をいただきました夏休み特別企画「社会保険・労働関係クイズ」をお届けします。お仕事の息抜きに解いてみてはいかがでしょうか？

問題1 育児休業給付の支給額は、育児休業を開始した時の、原則、賃金日額(育児休業開始前6カ月間の賃金を180で除した額)の50%である。

問題2 ねんきん定期便は年に1回「はがき」にて郵送されるが、節目の年齢の方や年金の請求を間近に控えた方には「封書」にて届く。その年齢とは35歳、45歳、55歳である。

問題3 本人の兄もしくは姉は同居していなくても、本人の健康保険の被扶養者にすることができる。

問題4 過労死等防止対策推進法という法律があるが、事業主にとって、この法律の対策を行う事は義務である。

解答&解説

問題1 : × あおぞらLetter-145号より <http://sr-aozora.biz/contents/letter/145.pdf> をご覧ください。平成26年4月1日以降に育児休業を「取得」する方について、休業開始から6カ月間は育児休業を開始した時の賃金日額の67%になります。休業開始から7ヶ月目以降は育児休業を開始した時の賃金日額の50%になります。

問題2 : × 35歳、45歳、59歳である。「封書」のねんきん定期便には、年金加入記録の確認方法などを詳しく記載したパンフレット等が同封されています。平成25年度から特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)の受給開始年齢により近い時期に年金加入記録や年金見込額をお知らせすることを目的として、節目の年齢が58歳から「59歳」になりました。



問題3 : ○ あおぞらLetter-136号より <http://sr-aozora.biz/contents/letter/136.pdf> をご覧ください。平成28年10月より、同居していなくても本人の兄もしくは姉は被扶養者になることができることになっています。

問題4 : × 平成26年6月27日に「近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること及び過労死等が、本人はもとより、その遺族又は家族のみならず社会にとっても大きな損失であることに鑑み、過労死等に関する調査研究等について定めることにより、過労死等の防止のための対策を推進する必要がある。」という理由により公布されました。(施行は公布日から起算して6カ月以内)
現在では「事業主は、国及び地方公共団体が実施する過労死等の防止のための対策に協力するように努めるものとする。」と事業主の**努力義務**となっており、現在義務は課せられてはいませんが、今後の動きに注意が必要です。



その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277